

6. 学校生活について

みな がっこうせいかつ あんぜん たの す つぎ さいていげんまも
皆さんが学校生活を安全に楽しく過ごすために、次のことを最低限守ること。これ
ら^きの決まりを守らない場合は、「特別指導」^{とくべつしどう}を行う。^{おこな}

(1) 携帯電話・スマートフォン等の取扱いについて

「SNS東京ルール」

- ① 一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ② 自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③ 必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④ 自分や他者の個人情報^{こじんじょうほう}を載せないようにしよう。
- ⑤ 送信前^{そうしんまえ}には、相手の気持ち^{あいて きも}を考^{かんが}えて読み返そう。

「SNS学校ルール」

- ① 授業中^{じゅぎょうちゅう}や試験中^{しけんちゅう}は、電源OFF^{でんげん}にして鞆^{かばん}などに入れよう。
- ② 写真・動画等の個人情報^{こじんじょうほう}は、投稿^{とうこう}・掲示^{けいじ}はやめよう。
- ③ 甘い誘い^{あま さそ}に乗らないようにしよう。

(2) 授業を妨害する行為は禁止

- ① 授業中^{じゅぎょうちゅう}、迷惑^{めいわく}のかかる行為^{こうい}をしないこと。

例：立ち歩き^{たちあるき}、私語^{しご}、携帯電話等^{けいたいでんわとう}・ゲーム機^きの操作^{そうさき}、音楽^{おんがく}を聴く^き、
机^{きじょう}上に飲食物^{いんしょくぶつ}を置く^{おく}、飲食^{いんしょく}（ガム^{ガム}を含む^{ふく}）、暴言^{ぼうげん}、セクハラ^{セクハラ}な発言^{はつげん}、
長時間^{ちやうじかん}または頻繁^{ひんぱん}な離席^{りせき}

- ② 登校^{とうこう}しているにもかかわらず^{かかわらず}、授業^{じゅぎょう}に出席^{しゅつせき}しないなどの行為^{こうい}は禁止^{きんし}である。
- ③ 学習^{がくしゅう}するの^のにふさわしい服装^{ふくそう}で登校^{とうこう}し、きちんとした態度^{たいど}で授業^{じゅぎょう}を受けること。

(3) 喫煙、飲酒、薬物は禁止

- ① 成人^{せいじん}であるなし^とを問わず^と、登下校途中^{とうげこうとちゅう}・校内^{こうない}での喫煙^{きつえん}をしないこと。未成年者^{みせいねんしゃ}は、
喫煙具^{きつえんぐ}所持^{しよじ}もしないこと。
- ② 飲酒^{いんしゅ}をしての登校^{とうこう}は禁止^{きんし}である。
- ③ 薬物^{やくぶつ}（シンナー^{シンナー}・覚醒剤^{かくせいざい}・麻薬^{まやく}など）の所持^{しよじ}は、それ自体^{じたい}が犯罪行為^{はんざいこうい}である。絶対^{ぜつたい}
に使用^{しやう}しないこと。

(4) いじめ、暴力、恐喝行為は禁止

- ◎ 相手^{あいて}に脅威^{きやうい}を与えるような言動^{げんどう}（言葉^{ことば}や行動^{こうどう}）をしないこと。
例：言葉^{ことば}による脅し^{おど}、いやがらせ^よ、呼び出し^よ、身体^{しんたい}の接触^{せつしよく}、暴行^{ぼうこう}など。

(5) 生徒同士の金銭の貸し借り・物品の売買は禁止

- ① 学校^{がっこう}の内外^{うちそと}を問わず^と、金銭^{きんせん}の貸し借り^かは、少額^{しょうがく}であってもしないこと。交通費等^{こうつうひなど}、
緊急^{きんきゅう}に必要な場合^{ひつやう}などは、担任^{ばんにん}の先生^{せんせい}に相談^{そうだん}すること。

- ②服や靴、自転車・バイク等の物品の種類を問わず、生徒間での売り買いをしないこと。
- (6) 生徒間での物の貸し借りは禁止
- ◎教科書・筆記用具は、必ず自分の持ち物を使用すること。
- (7) 器物破損について
- ①工業高校はものをつくることを学ぶ学校である。施設や用具など大切に扱うこと。
- ②場合によっては指導及び弁償することになる。
- (8) 定期考査について
- ①カンニング等の不正行為は絶対にしないこと。不正行為が発覚した場合はその定期考査における全科目の試験が無効（0点）となる。
- ②考査中は、鉛筆・消しゴム等の筆記用具、電卓、辞書などの貸し借りを認めない。
- (9) 自己管理について
- ①自分の持ち物については記名をして、しっかり自己管理をすること。
- ②盗難防止のため、次の点に注意すること。
- ・高価な物（貴重品）は学校に持ってこない。
 - ・他人のロッカー、靴箱、鍵には触れない。
- (10) 上履きについて
- ①校内では指定された上履きを履き、土足で校舎内に立入らないこと。
- ②校内に入る際は、生徒出入口（一階）を使用し、職員出入口を使用しないこと。
- (11) 通学方法について
- ①自転車は決められた場所に止めること。
- ②自動車での通学、校内への乗り入れをしないこと。
- ③バイク通学は、原則として禁止である。
- ④登下校時など、近隣の人に迷惑のかかる行為をしないこと。
- (12) 外出禁止について
- ◎原則として、登校後に校外への外出はしないこと。
- (13) 部外者について
- ①知人といえども、許可なく校内に入ることは禁止。
- ②不審な人を見かけたら、すぐに職員に知らせること。

授業中における注意事項

ていじせいかてい せいかつしどうぶ
定時制課程 生活指導部

みな じゅぎょう ちゅう まも
皆さんが授業を受けるうえで、以下を守ること。これら

まも とくべつしどう おこな
のを守れなければ、「特別指導」を行う場合がある。

じゅぎょうちゅう めいわく こうい
(1) 授業中、迷惑のかかる行為をしないこと。

た ある
①立ち歩き

しご
②私語

けいたいでんわとう き そうさ おんがく き
③携帯電話等・ゲーム機の操作、音楽を聴く

きじょう いんしょくぶつ お いんしょく
④机の上に飲食物を置く、飲食する（ガム等も）

ぼうげん はつげん
⑤暴言、セクハラな発言

ちようじかん ひんぱん りせき
⑥長時間または頻繁な離席

とうこう
(2) 登校しているのにも関わらず、

じゅぎょう しゅっせき こうい きんし
授業に出席しないなどの行為は禁止である。

がくしゅう ふくそう とうこう
(3) 学習するのにふさわしい服装で登校し、

たいど じゅぎょう ちゅう
きちんとした態度で授業を受けること。